

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年7月31日

津島市長 日 比 一 昭

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

自動販売機設置に係る行政財産の貸付け

(2) 貸付場所及び面積（設置台数）

募集要領及び仕様書のとおり

(3) 貸付期間

令和5年9月1日から令和8年3月31日まで（更新なし）

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

(1) 津島市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 自動販売機の設置業務（自ら管理及び運営する者に限る。）において3年以上の実績を有し、かつ、この公告の日から過去2年以内に、自ら管理及び運営する自動販売機を国又は地方公共団体の庁舎等（庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地）に設置した実績がある者であること。

(3) 個人の場合は津島市に住所を有し、法人の場合は愛知県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いている者であること。

(4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を有していること。

(5) 市町村住民税の未納がないこと。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(7) 津島市指名停止取扱要領による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

(8) 津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていない者であること。

(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(10) 入札参加を希望する者の間に資本関係、人的関係その他の入札の適正さが阻害

されると認められる関係がないこと。

3 募集要領等の配布の期間、場所及び方法

(1) 配布期間

令和5年7月31日(月)から令和5年8月17日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

津島市役所本庁舎2階

教育委員会社会教育課で配布するほか、津島市ホームページに掲載する。

(3) 質問及び回答

ア 受付期間

令和5年7月31日(月)午前9時から令和5年8月10日(木)午後5時まで

イ 提出方法

質問書(様式4)を持参し、又は電子メールで送信すること(電子メール: shakyo@city.tsushima.lg.jp)。なお、電子メールで提出する場合は、送信後電話でその旨を連絡すること。(日曜日、土曜日及び休日を除く各日の午前9時から午後5時までに限る。)

ウ 質問書に対する回答

すべての質問事項及び回答をまとめ、令和5年8月15日(火)に津島市公式ホームページに掲載する。

4 入札又は開札の日時及び場所

(1) 入札参加申込書の提出

ア 提出期間

令和5年7月31日(月)から令和5年8月18日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

津島市教育委員会社会教育課

愛知県津島市立込町2丁目21番地(〒496-8686)

電話 0567-55-9421(ダイヤルイン)

ウ 提出方法

郵送又は持参によること。

(2) 入札の日時及び場所

令和5年8月22日(火) 午後4時

入札書を作成し、封書にして自己の名を表記し、入札の日時までに入札の場所に提出すること。郵便等による提出は、認めないものとする。

津島市役所本庁舎4階 中会議室

5 入札保証金

免除

6 入札の無効

- (1) 津島市財務規則（平成元年津島市規則第 11 号）第 121 条及び津島市競争入札心得第 17 条の規定に該当する入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のない者が行った入札、入札参加申込書に虚偽の記載をした者が行った入札及び津島市競争入札心得で示す入札に関する条件等に違反した入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

7 その他入札に関する必要な事項

詳細は、募集要領及び仕様書による。

(1) 契約保証金

免除

(2) 落札者の決定

ア 予定貸付料率以上の有効な入札を行った者のうち、最高の割合の貸付料率をもって入札した者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同じ割合の貸付料率の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。

ウ 予定貸付料率以上の割合の入札がない場合は、希望者により直ちに再度の入札を行う。

エ 落札者は、その権利を他者に譲ることはできない。

8 問い合わせ先

〒496-8686 愛知県津島市立込町 2 丁目 21 番地

津島市教育委員会社会教育課（津島市役所 2 階）

電話番号 0567-55-9421

電子メール shakyo@city.tsushima.lg.jp